

平成 2 9 年 第 3 回

三種町選挙管理委員会議案

平成 2 9 年 3 月 2 2 日提出

日 時 平成 2 9 年 3 月 2 2 日(水)

午前 9 時 0 0 分

場 所 三種町役場 第 2 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 1 7 号 選挙人名簿に登録することについて（選挙時）
 - 議案第 1 8 号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）
 - 報告第 4 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について（選挙時）
 - 報告第 5 号 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について（選挙時）
 - 議案第 1 9 号 期日前投票管理者の職務代理者の選任について
 - 議案第 2 0 号 期日前投票立会人の選任について
 - 議案第 2 1 号 委員長専決事項の指定について
- 4 その他

議案第 17 号

選挙人名簿に登録することについて（選挙時）

公職選挙法第 22 条第 2 項の規定により、別紙の者を平成 29 年 3 月 22 日付けで選挙人名簿に登録する。

平成 29 年 3 月 22 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 新有権者登録 | 平成 29 年 4 月 9 日までに満 18 歳に達する者
生年月日：
平成 11 年 3 月 3 日から平成 11 年 4 月 10 日まで
男 9 人 女 9 人 小計 18 人 |
| 2 | 転入登録 | 平成 28 年 12 月 22 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：
平成 28 年 12 月 2 日から平成 28 年 12 月 21 日まで
男 2 人 女 4 人 小計 6 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 11 人 女 13 人 合計 24 人 |

議案第 18 号

選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）

公職選挙法第 28 条の規定により、別紙の者を平成 29 年 3 月 22 日付けで選挙人名簿から抹消する。

平成 29 年 3 月 22 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

- | | | | | | |
|---|-------|---------------------------------------|------|----|------|
| 1 | 死亡抹消者 | 平成 29 年 3 月 2 日から平成 29 年 3 月 21 日まで | | | |
| | | 男 | 11 人 | 女 | 13 人 |
| | | | | 小計 | 24 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 平成 28 年 11 月 21 日以前に三種町から転出した者 | | | |
| | | 転出日： | | | |
| | | 平成 28 年 11 月 2 日から平成 28 年 11 月 21 日まで | | | |
| | | 男 | 5 人 | 女 | 7 人 |
| | | | | 小計 | 12 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 | 16 人 | 女 | 20 人 |
| | | | | 合計 | 36 人 |

報告第4号

選挙権を有する者の50分の1の数について（選挙時）

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は311である。

平成29年3月22日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

参 考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第 5 号

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について（選挙時）

地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項及び第 8 1 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 5, 1 7 8 である。

平成 2 9 年 3 月 2 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

参 考

第 7 6 条第 1 項 議会の解散請求

第 8 0 条第 1 項 議員の解職請求

第 8 1 条第 1 項 長の解職請求

地教組第 8 条第 1 項 教育委員の解職請求

議案第 19 号

期日前投票管理者の職務代理者の選任について

平成 29 年 4 月 9 日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 29 年 3 月 22 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

1 琴丘地域拠点センター期日前投票所

選挙名	職務を行うべき日	住 所	氏 名
知事選及び 県議補選	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 29 年 4 月 8 日まで	(省略)	工藤 伸也

2 山本総合支所期日前投票所

選挙名	職務を行うべき日	住 所	氏 名
知事選及び 県議補選	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 29 年 4 月 8 日まで	(省略)	近藤 恭子

3 八竜農村環境改善センター期日前投票所

選挙名	職務を行うべき日	住 所	氏 名
知事選	平成 29 年 3 月 24 日から 平成 29 年 4 月 8 日まで	(省略)	荒川 公雄
県議補選	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 29 年 4 月 8 日まで		

議案第 20 号

期日前投票立会人の選任について

平成 29 年 4 月 9 日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

平成 29 年 3 月 22 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

議案第 20 号別紙

期日前投票立会人

1 琴丘地域拠点センター期日前投票所

【秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙】

職務を行うべき日	住 所	氏 名
平成29年4月1日 4月4日 4月6日	(省略)	(省略)
平成29年4月3日 4月6日	(省略)	(省略)
平成29年4月3日 4月4日 4月7日	(省略)	(省略)
平成29年4月1日 4月5日 4月7日	(省略)	(省略)
平成29年4月2日 4月5日 4月8日	(省略)	(省略)
平成29年4月2日 4月8日	(省略)	(省略)

2 山本総合支所期日前投票所

【秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙】

職務を行うべき日	住 所	氏 名
平成29年4月 1日 ～4月 2日 4月 5日 ～4月 6日	(省略)	(省略)
平成29年4月 1日 ～4月 2日 4月 5日 ～4月 6日	(省略)	(省略)
平成29年4月 3日 ～4月 4日 4月 7日	(省略)	(省略)
平成29年4月 4日 4月 8日	(省略)	(省略)
平成29年4月 3日 4月 7日 ～4月 8日	(省略)	(省略)

3 八竜農村環境改善センター期日前投票所

【秋田県知事選挙】

職務を行うべき日	住 所	氏 名
平成29年3月24日 3月26日 3月28日 3月30日 4月 2日 4月 5日	(省略)	(省略)
平成29年3月25日 3月27日 3月29日 3月31日 4月 3日 4月 7日	(省略)	(省略)
平成29年3月28日 ～3月29日 4月 2日 4月 4日 4月 6日	(省略)	(省略)
平成29年3月25日 3月31日 4月 4日 4月 8日	(省略)	(省略)
平成29年3月24日 3月26日 3月30日 4月 1日 4月 5日 4月 7日	(省略)	(省略)
平成29年3月27日 4月 1日 4月 3日 4月 6日 4月 8日	(省略)	(省略)

【秋田県議会議員補欠選挙】

職務を行うべき日	住 所	氏 名
平成29年4月 2日 4月 5日	(省略)	(省略)
平成29年4月 3日 4月 7日	(省略)	(省略)
平成29年4月 2日 4月 4日 4月 6日	(省略)	(省略)

平成29年4月 4日 4月 8日	(省略)	(省略)
平成29年4月 1日 4月 5日 4月 7日	(省略)	(省略)
平成29年4月 1日 4月 3日 4月 6日 4月 8日	(省略)	(省略)

議案第 2 1 号

委員長専決事件の指定について

三種町選挙管理委員会規程第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

平成 2 9 年 3 月 2 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

委員長専決指定事項

平成 2 9 年 4 月 9 日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更

【今後の日程について】

2 2 日（水） 第 3 回選挙管理委員会

（知事選選挙時登録、知事・県議補選関連）

午前 9 時 第 2 会議室

2 3 日（木） 秋田県知事選挙 告示日

2 4 日（金）～ 4 月 8 日（土） 知事選期日前投票・不在者投票

3 月 3 0 日（木） 第 4 回選挙管理委員会

（県議補選選挙時登録、琴丘土改選関連）

午前 9 時 第 2 会議室

3 1 日（金） 秋田県議会議員補欠選挙 告示日

4 月 1 日（土）～ 8 日（土） 県議補選期日前投票・不在者投票

3 日（月） 選挙公報発送（郵送）

6 日（木） 開票立会人届出期限・くじ

届出期限 午後 5 時 くじ 午後 5 時 3 0 分（第 2 会議室）

8 日（土） 第 5 回選挙管理委員会（抹消登録）

午前 1 0 時 第 2 会議室

9 日（日） 秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙 投・開票日

投票 午前 7 時～午後 7 時（勝平・落合は午後 6 時まで）

開票 午後 8 時開始 三種町八竜体育館

※委員長は午前 8 時 3 0 分、委員の方は午後 1 時より従事。